

市税の減免措置の見直し(税務部(案))

税目	条例/規則	条	項	号	減免内容	財政支援の要請	税務部方針	見直しを行う(行わない)理由
固定資産税	条例	71	1	1	仮換地指定前に使用収益できない土地	都市整備局	一部見直し	<ul style="list-style-type: none"> これらの減免措置の対象となる土地に関しては、土地区画整理事業を遂行するにあたり、固定資産税等相当額を補償する必要がある。 この場合、補償した上で、固定資産税等を納付することも考えられるが、行政コストを考慮し、減免措置を継続する。 なお、以上の考え方を踏まえ、当該減免措置の適用の対象となる土地区画整理事業については、本市施行分に限定する。
固定資産税	条例	71	1	2	仮換地に他人の工作物等がある土地	都市整備局		
固定資産税	条例	71	1	3	過小宅地となるため仮換地を指定せず金銭精算される土地	都市整備局		
固定資産税	条例	71	1	4	公共事業実施のため使用収益できない土地	なし	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 適用実績も少なく、財政支援の要請もないことから、廃止する。
固定資産税	条例	71	1	5	生活扶助受給者所有の土地・家屋	福祉局	継続	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法に掲げられている減免事由であることから継続する。
固定資産税	条例	71	1	6	低所得者所有の土地・家屋	なし	継続	<ul style="list-style-type: none"> 担税力の喪失を理由とするものであることから継続する。
固定資産税	条例	71	1	7	道路予定地	なし	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 適用実績も少なく、財政支援の要請もないことから、廃止する。
固定資産税	条例	71	1	8	本市が取得した固定資産	契約管財局	継続	<ul style="list-style-type: none"> 商習慣として、固定資産税等相当額は所有期間に応じて負担(清算)されている。 行政コストを考慮し、減免措置を継続する。
固定資産税	条例	71	1	9	本市事業により移転補償の対象となった固定資産	契約管財局、都市整備局	継続	<ul style="list-style-type: none"> 継続の理由は、前号と同じ
固定資産税	条例	71	1	12	物納の許可を受けた固定資産	なし	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 国制度に関する事項であり、適用実績も少ないことから、廃止する。
固定資産税	条例	71	1	13	沈没船舶	なし	廃止	<ul style="list-style-type: none"> 10年以上適用実績がなく、基本的には条例第71条第2項に規定する災害減免で対応が可能と考えられるため、廃止する。
固定資産税	条例	71	2		災害により損害を受けた固定資産	危機管理室	継続	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法に掲げられている減免事由であることから継続する。

市税の減免措置の見直し(税務部(案))

税目	条例/規則	条	項	号	減免内容	財政支援の要請	税務部方針	見直しを行う(行わない)理由
固定資産税	規則	4条の3		2	地域振興会が本来の用に供する固定資産	市民局、区役所(17区)	1年継続	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の拠点となる施設について、行政として減免措置等の財政支援を行う必要がある場合があることは認められるものの、今後、地域活動の支援としては、自律的な地域運営の仕組みとしての「地域活動協議会」への財政支援について検討していることから、現在減免措置を講じている施設に対する財政支援のあり方についても、併せて検討する必要がある。 ・そこで、現行の減免措置を1年間継続し、今後構築される新たな財政支援の中でそのあり方を検討する。
固定資産税	規則	4条の3		3	一定の条件を満たしているマンション集会所	区役所(3区)		
固定資産税	規則	4条の3		10	老人憩の家	健康局、区役所(2区)		
固定資産税	規則	4条の3		4	児童遊園の用に供する固定資産	ゆとりとみどり振興局、区役所(9区)	1年継続	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園の整備・運営については、新区長の決定権のもと実施される方向で調整を進めている。また、施設のあり方としては児童遊園にとらわれず、地域の実情に合った有効な活用方法を検討していくことが地域にとっても有用ではないかと考えられている。 ・その場合、現行減免制度をそのまま継続することは困難であり、財政支援のあり方を含め、検討する必要がある。 ・検討される間の措置として、現行の減免措置を1年間継続することとする。
固定資産税	規則	4条の3		5	一定の条件を満たしているマンションの子ども遊び場	なし		
固定資産税	規則	4条の3		15	公衆浴場	なし	1年継続	<ul style="list-style-type: none"> ・この減免措置については、公衆浴場が市民の保健衛生の確保に必要な施設であること、入浴料金について物価統制令の規制を受けていることなどを考慮して講じてきたところである。 ・今回、実施した各所属への照会において、財政支援が必要とする回答はなかったが、他方、本年5月23日の市会財政総務委員会において、減免措置の継続を求める陳情書が採択されている。 ・以上の経過を踏まえ、減免措置については、1年間継続する。 ・なお、当該減免措置は、旧自治省の通知に基づいて、全国的に実施されているものであるが、ある地方団体では、減免措置ではなく、複数の補助金等を組み合わせた形での財政支援を行っている。
固定資産税	規則	4条の3		25	領事館	政策企画室	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法では外国政府が所有する領事館の用に供する固定資産については非課税とされているが、本市では、地方税法の規定を超えて、無償で借り受けている場合について、減免措置を講じてきた。 ・この減免措置は、当該固定資産所有者ではなく、事実上外国政府に対する支援であり、政策企画室からは領事館の誘致等の観点から引き続き財政支援は必要としていることから、現行の減免措置を継続することとする。
固定資産税	規則	4条の3		29	大阪ドーム(スタジアム部分)	計画調整局	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・この減免措置については、(株)大阪シティドームの会社更生手続に際し、平成18年5月に大阪市、オリックス(株)及び更正管財人との間で締結された「基本確認書」に基づき実施されてきたものであることから継続することとし、平成28年に再検討する。

市税の減免措置の見直し(税務部(案))

税目	条例/規則	条	項	号	減免内容	財政支援の要請	税務部方針	見直しを行う(行わない)理由
固定資産税	規則	4条の3		13	障害者職業能力開発訓練施設	福祉局	廃止	<p>・これらの減免措置の対象施設に関しては、関係所属から固定資産税等の減免措置による財政支援の必要性があるとの回答があった。</p> <p>・財政支援を必要とする理由は、概ね、当該施設で行われている事業について公共性・公益性があるものの、収益性がない又は低いことを理由とするものである。</p> <p>・しかしながら、これらを理由に大阪市として財政支援が必要としても、一律に固定資産税等の減免措置による必要性はない。むしろ、それぞれの施設設置法人の財務状況等を考慮しながら、効果的な財政支援の方法を検討すべきと考える。</p> <p>・したがって、減免措置は廃止し、各所属に対して財政支援の方策の検討を要請する。</p>
固定資産税	規則	4条の3		14	非課税となる福祉施設等の建築中の敷地等	こども青少年局		
固定資産税	規則	4条の3		16	中小企業会館	経済局		
固定資産税	規則	4条の3		17	研究開発型産業高度化促進施設	経済局		
固定資産税	規則	4条の3		18	地域産業集積活性化対策施設	経済局		
固定資産税	規則	4条の3		21	公益社団法人・公益財団法人所有の港湾労働者施設	港湾局		
固定資産税	規則	4条の3		22	公益社団法人・公益財団法人所有の学校給食を実施するための施設	教育委員会事務局		
固定資産税	規則	4条の3		24	都市計画自動車ターミナル	計画調整局		
固定資産税	規則	4条の3		29	本市補助を受け商店街振興組合等が整備したコミュニティ施設	経済局		
固定資産税	規則	4条の3		29	大阪沖縄会館	大正区		

市税の減免措置の見直し(税務部(案))

税目	条例/規則	条	項	号	減免内容	財政支援の要請	税務部方針	見直しを行う(行わない)理由
固定資産税	規則	4条の3		7	公益社団法人・公益財団法人所有のがん予防検診施設	健康局 (減免措置の必要性について記述なし)	廃止	これらの減免措置の対象施設に関しては、関係所属から財政支援の必要性があるとの回答があるものの、市税の減免措置の必要性については言及されていないことから、減免措置は廃止する。
固定資産税	規則	4条の3		8	公益社団法人・公益財団法人所有の結核予防施設	健康局 (減免措置の必要性について記述なし)		
固定資産税	規則	4条の3		20	公益社団法人・公益財団法人所有の公害健康被害検査施設	健康局 (減免措置の必要性について記述なし)		
固定資産税	規則	4条の3		29	柔道整復師会館	健康局 (減免措置の必要性について記述なし)		
固定資産税	規則	4条の3		29	府医師会館	健康局 (減免措置の必要性について記述なし)		
固定資産税	規則	4条の3		29	府歯科医師会館	健康局 (減免措置の必要性について記述なし)		
固定資産税	規則	4条の3		29	中沢記念野球会館(高校野球連盟)	ゆとりとみどり振興局 (減免措置廃止については、段階的に実施を要望)		
固定資産税	規則	4条の3		29	講道館 大阪国際柔道センター	ゆとりとみどり振興局 (減免措置廃止については、段階的に実施を要望)		
固定資産税	規則	4条の3		29	住吉武道館	ゆとりとみどり振興局 (減免措置廃止については、段階的に実施を要望)		

市税の減免措置の見直し(税務部(案))

税目	条例/規則	条	項	号	減免内容	財政支援の要請	税務部方針	見直しを行う(行わない)理由
固定資産税	規則	4条の3		1	労働組合が専らその用に供する固定資産	なし	廃止	・これらの減免措置の対象施設に関しては、いずれの所属からも財政支援の必要性があるとの回答がなかったため、減免措置は廃止する。
固定資産税	規則	4条の3		6	救急医療機関所有の病院・診療所			
固定資産税	規則	4条の3		9	非課税となる診療施設のための看護師宿舎			
固定資産税	規則	4条の3		11	学校法人以外の幼稚園			
固定資産税	規則	4条の3		12	障害者小規模作業所等			
固定資産税	規則	4条の3		19	公益社団法人・公益財団法人所有の海外技術者研修施設			
固定資産税	規則	4条の3		23	能楽堂・能舞台			
固定資産税	規則	4条の3		26	在日外国人のための公民館的施設			
固定資産税	規則	4条の3		27	公益社団法人・公益財団法人所有の中国残留邦人等支援施設			
固定資産税	規則	4条の3		28	土地改良区が本来の用に供する事務所等の敷地			
固定資産税	規則	4条の3		29	本市補助を受け事業協同組合等が整備したコミュニティ施設			

市税の減免措置の見直し(税務部(案))

税目	条例/規則	条	項	号	減免内容	財政支援の要請	税務部方針	見直しを行う(行わない)理由
固定資産税	規則	4条の3		29	苅田土地改良記念会館	なし	廃止	・これらの減免措置の対象施設に関しては、いずれの所属からも財政支援の必要性があるとの回答がなかったため、減免措置は廃止する。
固定資産税	規則	4条の3		29	平野区画整理記念会館			
固定資産税	規則	4条の3		29	瓜破会館及び瓜破西会館			
固定資産税	規則	4条の3		29	大阪弁護士会館			
固定資産税	規則	4条の3		29	司法書士会館			
固定資産税	規則	4条の3		29	府道高速大阪線の土地のうち船場センタービル敷地部分			
固定資産税	規則	4条の3		29	オーク200のうち本市補助を受け整備された公共的施設の用に供する家屋			
固定資産税	規則	4条の3		29	天満・天神繁昌亭			